

随意契約理由書

大阪府教育センター本館昇降機制御リニューアル工事(以下、「本工事」という)は、当センター本館の昇降機2機について、巻上装置、制御盤等の取替改修及び耐震対策を追加し改修するものである。この昇降機は、平成4年に設置されたものであり、設置後30年以上経過し、長期使用と老朽化により故障が生じており、その都度修繕を実施している。すでに部品の一部の供給も終了しており、全体的な改修が必要な状況である。本工事は、機械室内の巻上機架台や乗場三方枠など、既存の設備を活用しながら昇降機の機器を改造・交換することから、当該昇降機の内部構造を熟知していることが不可欠であり、機器の構造、取付位置等の規格が異なる他の製造者では互換性がないため施工ができない。よって、当該施設の製造者であり設置者である日本オーチス・エレベータ株式会社に施工させるのが適切である。

以上のことから、同社に本工事を施工させることが最も効果的かつ効率的に履行できると判断されるため、見積書を徴することとし、その結果が予算及び予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項2号の規定に基づき、同社と随意契約を締結するものである。